

TwooCa 加盟店規約

本規約は、株式会社 KortValuta（以下「当社」といいます）が発行する電子マネー（TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa バリュー、TwooCa マネー）や当社が付与する TwooCa ポイントを使用して、TwooCa 加盟店の商品等の代金決済を行うことに関する当社と TwooCa 加盟店との間の取引についての契約関係（以下「本契約」といいます）を定めるもので、TwooCa 加盟店は、本契約に基づき、当社発行の電子マネーによる支払を希望する利用者に対し、当該電子マネーを使用した代金決済を行うものとします。

第1条 （規約の適用）

本規約は、当社との間で本契約を締結し、当社が発行する電子マネーや当社が付与する TwooCa ポイントを決済手段として導入している法人又は個人事業主との一切の關係に適用されます。

第2条 （規約の変更）

本規約を変更する際には、あらかじめ変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社が運営する TwooCa サービスサイト内の適宜の場所へ掲示する方法又は TwooCa 加盟店へ通知する方法により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、本規約の内容は、変更後の本規約によります。

第3条 （定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ以下の通りの意味を有するものとします。但し、別途定義された場合は、下記に限らないものとします。

1. 「TwooCa」とは、「ツウカ」と読み、「The worth of Cash(お金の価値)」に由来する当社の造語で、当社が提供するサービスの総称です。
2. 「TwooCa サービス」とは、当社が別途「TwooCa サービス利用規約」に定めるサービスのことをいいます。TwooCa サービスでは、TwooCa バリューアカウントにチャージした電子マネーや当社が付与した TwooCa ポイントを利用して、TwooCa 加盟店及び Visa 加盟店において物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品（以下「商品等」といいます。）の購入を行うことができるサービスのことをいいます。また、TwooCa サービスでは、チャージした TwooCa バリューを他の利用者に譲渡することができます。

3. 「TwooCa マネートランスファーサービス」とは、当社が別途「TwooCa マネートランスファーサービス利用規約」に定めるサービスのことをいいます。TwooCa マネートランスファーサービスでは、TwooCa マネーアカウントにチャージした電子マネーを利用して、TwooCa 加盟店及び Visa 加盟店において、商品等の購入を行うことができます。また、チャージした TwooCa マネーの出金や他の利用者への送金を行うことができます。
4. 「TwooCa バリューアカウント」とは、TwooCa サービスを利用するためのアカウントのことをいいます。TwooCa バリューアカウントは、資金決済法上の第三者型前払式支払手段発行業において、電子マネーとして発行される TwooCa カフェテリアポイント及び TwooCa バリュー並びに当社のポイントサービスとして発行される TwooCa ポイントの各残高の保有及び取引の記録管理を行います。
5. 「TwooCa マネーアカウント」とは、TwooCa マネートランスファーサービスを利用するためのアカウントのことをいいます。TwooCa マネーアカウントは、資金決済法上の資金移動業において、電子マネーとして発行される TwooCa マネーの残高の保有及び取引の記録管理を行います。
6. 「TwooCa カフェテリアポイント」とは、当社が資金決済法上の第三者型前払式支払手段発行業において、利用者の所属する企業等から業務提携契約に基づく資金の提供を受け発行する、原則として現金の払戻が禁止されている電子マネーのことをいいます。TwooCa カフェテリアポイントは、TwooCa 加盟店のうち、TwooCa カフェテリアポイントの利用が可能な当社専用サイトに来店する加盟店での商品等の購入代金の決済に利用することができます（当社専用サイト以外に来店する TwooCa 加盟店及び Visa 加盟店での商品等の購入代金の決済には利用することができません）。
7. 「TwooCa バリュー」とは、当社が資金決済法上の第三者型前払式支払手段発行業において、利用者等から対価の支払いを受けて発行する、原則として現金の払戻が禁止されている電子マネーのことをいいます。TwooCa バリューは、TwooCa 加盟店及び Vissa 加盟店での商品等の購入代金の決済に利用することができます。また、TwooCa バリューは、保有する残高を他の利用者に譲渡することができます。
8. 「TwooCa ポイント」とは、当社のポイントサービスにおいて、当社が定める条件に従った利用者の一定の行為に対して、当社が対価の支払いを受けることなく無償で発行し付与するポイントのことをいいます。TwooCa ポイントは、TwooCa 加盟店及び Visa 加盟店での商品等の購入代金の決済に利用することができます。

9. 「TwoCa マネー」とは、当社が資金決済法上の資金移動業において、利用者等から対価の支払いを受けて発行する電子マネーのことをいいます。TwoCa マネーは、TwoCa 加盟店及び Visa 加盟店での商品等の購入代金の決済に利用することができます。また、TwoCa マネーは、保有する残高の出金及び他の利用者への送金を行うことができます。
10. 「TwoCa Visa 残高」とは、TwoCa バリューアカウントに保有する TwoCa バリュー残高、TwoCa マネーアカウントに保有する TwoCa マネー残高の総称をいいます。
11. 「TwoCa カード」とは、当社が発行する Visa プリペイドカードのことをいいます。TwoCa カードには、非対面取引（EC サイト等での取引）でのみ利用可能な非券面発行タイプのバーチャル型と、実店舗での利用も可能なカード券面発行タイプのリアル型があります。TwoCa カードは、あらかじめ TwoCa アカウントにチャージされた TwoCa Visa 残高及び保有する TwoCa ポイントの合計残高の範囲内で、Visa 加盟店での商品等の購入代金の決済に利用できるほか、提携 ATM でのチャージや出金（TwoCa マネーに限る）にも利用することができます。
12. 「TwoCa 加盟店」とは、当社と TwoCa 加盟店契約を締結し、TwoCa カフェテリアポイント、TwoCa Visa 残高又は TwoCa ポイントを商品等の対価の支払手段として導入している法人又は個人事業主のことをいいます。
13. 「Visa 加盟店」とは、当社が提携する組織である Visa ブランドの加盟店をいいます。

第4条 (TwoCa 加盟店契約・店舗情報の掲載)

1. TwoCa 加盟店契約は、申込者が本規約に同意の上、当社所定の書面による申込書（以下「申込書」といいます）を提出し、当社による承諾を得たうえで契約が成立します。
2. TwoCa 加盟店は、申込書の記載内容に変更があった場合、速やかに当社に書面等により報告するものとし、当社の承諾を得るものとし、なお、TwoCa 加盟店が当社より当該承諾を取得等できない場合は、TwoCa 加盟店による報告日から起算して3カ月経過した日を以って、TwoCa 加盟店契約は終了するものとし、
3. 当社は、TwoCa 加盟店に関する情報を当社ならびに当社に関連するサービスを運営するウェブサイトや店舗に掲載する可能性があること、また、当社の判断で掲載を取りやめる可能性があることについて、TwoCa 加盟店はあらかじめ承諾するものとし、

第5条 (TwoCa 加盟店の義務等)

1. TwoCa 加盟店は、利用者が利用規約に基づき TwoCa カフェテリアポイント、TwoCa Visa 残高又は TwoCa ポイントを使用していることを認識の上、本規約に従って TwoCa サービス及び TwoCa マネートランスファーサービスを取扱うものとします。
2. TwoCa 加盟店は、当社が指定した TwoCa 加盟店表示（以下「TwoCa 加盟店表示」といいます）を、必要であれば TwoCa 加盟店の店舗等の利用者の見やすいところに掲示するものとします。
3. TwoCa 加盟店は、当社から TwoCa カフェテリアポイント、TwoCa Visa 残高又は TwoCa ポイントを利用した取引に関する資料を提出するよう請求があった場合には、すみやかにその資料を提出するものとします。
4. TwoCa 加盟店は、TwoCa システムの円滑な運営及び、TwoCa カフェテリアポイント、TwoCa Visa 残高又は TwoCa ポイントの利用に関する普及向上に全面的に協力するものとします。
5. TwoCa 加盟店は、TwoCa システムの利用にあたり資金決済法その他の関連諸法規等で定める事項を遵守するものとし、当社の信用・名誉を毀損することのないようにするものとします。
6. TwoCa 加盟店は、当社より TwoCa カフェテリアポイント、TwoCa Visa 残高又は TwoCa ポイントの利用促進に係る掲示物設置等の要請を受けたときはこれに全面的に協力するものとします。
7. TwoCa 加盟店は、当社において、TwoCa カフェテリアポイント、TwoCa Visa 残高又は TwoCa ポイントの利用促進のために、印刷物、電子媒体などに TwoCa 加盟店の店舗等の名称及び所在地などを掲載することができることに、あらかじめ異議なく同意するものとします。

第6条 (禁止事項)

1. TwoCa 加盟店は、TwoCa システムの利用にあたり、公序良俗に反する又は公序良俗に反するおそれのある商品等を取り扱わないものとします。
2. TwoCa 加盟店は、第 12 条第 2 項に定める現金による精算の場合を除き、利用者に対して現金による払戻しを行ってはならないものとします。
3. TwoCa 加盟店は、いかなる方法によっても、利用者から TwoCa カフェテリアポイント、TwoCa Visa 残高又は TwoCa ポイントを譲り受けることはできないものとします。
4. TwoCa 加盟店は、TwoCa 加盟店表示を本規約に定める以外の用途に使用してはならないものとし、本規約に定める場合を除き、第三者に使用させてはならないものとします。

5. TwooCa 加盟店は、TwooCa システムにおける TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントの破壊、分解若しくは解析等を行ってはいならず、いかなる理由があっても TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントの複製、改変若しくは解析等を行い、又は、かかる行為に加担、協力してはならないものとします。

第7条 (対象商品)

1. TwooCa 加盟店が販売及び提供する商品等のうち TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントによって代金を支払うことができる商品等は、TwooCa 加盟店が取扱うすべてのものとします。なお、TwooCa 加盟店は、当社に対して、取り扱う商品等を届け出て、TwooCa サービス及び TwooCa マネートランスファーサービスの対象とすることについて、当社の承認を得るものとします。
2. 前項にかかわらず、次の各号に定める商品等及び TwooCa 加盟店が TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントによって代金を支払うことのできない商品等として TwooCa サービス及び TwooCa マネートランスファーサービスの対象外とすることを申し出たうえで当社が承諾した商品等については、TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントによって代金を支払うことはできないものとします。
 - (1) 公序良俗に反するもの
 - (2) 銃刀法・麻薬取締法・ワシントン条約、その他法律、関連法令等の定めに違反するもの及び違反するおそれがあるもの
 - (3) 第三者の著作権・肖像権・知的所有権その他の権利等を侵害するもの
 - (4) 商品券、金券、印紙、プリペイドカード、回数券、有価証券等のうち換金可能なもの
 - (5) 取引に必要な許認可を得ていない商品等
 - (6) その他、当社が不相当と判断したもの
3. TwooCa 加盟店は、TwooCa 加盟店が利用者に対して販売又は提供する商品等の内容に著しい変更があった場合には、当社に対し、当社所定の方法により、遅滞なくその変更内容を届け出るものとします。
4. TwooCa 加盟店が利用者に対して販売又は提供した商品等の瑕疵、数量不足その他の利用者との紛争又は商品等に関するクレーム又はアフターサービスについては、TwooCa 加盟店が自己の責任と費用をもって速やかに対処し、当社に損害を発生させないものとします。

第8条 (取扱店舗・掲示等)

1. TwooCa 加盟店は、TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントを取扱うこととする店舗（以下「対象店舗」といいます）の所在地をあらかじめ当社所定の方法により当社に届け出て、当社の承認を得るものとします。
2. TwooCa 加盟店は、前項の届出事項に変更があった場合には、速やかに当社所定の方式で届け出るものとし、当社の承認を得るものとします。
3. TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントの利用開始日より、TwooCa 加盟店は、TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントが利用可能であることを示す必要があれば、次の各号に定める措置を当社が指定する方法に従って講じるものとします。
 - (1) TwooCa 加盟店であることを示す当社所定の TwooCa 加盟店表示を利用者の見やすい場所に掲示すること。
 - (2) 当社が別途通知した措置
4. TwooCa 加盟店は、前項に定めた事項を実施するにあたり、次の事項を行わないこととします。
 - (1) TwooCa 加盟店以外の場所で TwooCa 加盟店表示を掲示するなど、TwooCa 加盟店以外の場所において TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントの利用ができることを示すこと
 - (2) 当社が TwooCa 加盟店を運営していると誤認させる態様で、当社所定の TwooCa 加盟店表示を掲示すること
5. TwooCa 加盟店は、当社から第 3 項に定める掲示の方法等が不適切であると通知を受けた場合は、速やかに是正しなければなりません。また、当社から不適切な行為を禁止する通知を受けた場合は、速やかにこれを中止しなければなりません。なお、改善が見られない場合は、TwooCa 加盟店契約を解除する場合があります。

第9条 (TwooCa システムの利用)

1. TwooCa 加盟店は、当社所定の方法により、TwooCa サービスサイト内での TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントによる決済に利用する目的で、TwooCa システムを利用することができるものとします。
2. TwooCa 加盟店は、TwooCa システムを複製、修正、改変又は解析してはならないものとします。

第10条 (TwooCa システム使用料等)

1. TwooCa 加盟店は、当社に対し、TwooCa システムの使用料（以下「TwooCa システム使用料」といいます）として、別途定める料金や費用（初期導入費用、月額費用等を含みます）を支払うものとします。また、TwooCa 加盟店は、当社に対し、TwooCa サービス及び TwooCa マネートランスファーサービスを利用することに係る決済手数料として、商品価格と送料の合計金額に別途定める割合を乗じた金額を支払うものとし、また、送客手数料として、商品価格に別途定める割合を乗じた金額を支払うものとする。
2. TwooCa システム使用料及び決済手数料は、経済情勢の変化その他の事情により当社が変更することができるものとし、TwooCa システム使用料又は決済手数料を変更する場合、当社は TwooCa 加盟店に対しその旨通知することとします。
3. 第1項に定める TwooCa システム利用料、別途定める料金や費用(初期導入費用、月額費用等を含む)の支払いに関しては TwooCa 加盟店申込書に記載する金額を代金支払い口座に支払うものとします。

第11条 (TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントの使用)

1. TwooCa 加盟店は、利用者が商品等の購入代金又は商品等の提供代金の支払いに TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントを使用することを申し込んだ場合には、第13条に記載する場合を除き、本条に定める手順に従い利用者に TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントを使用させることとします。
2. 店舗における商品等の販売の場合、TwooCa 加盟店は、当社所定の方法により、利用者が提示する TwooCa 利用端末を確認し、TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントを使用した代金決済を行うものとします。
3. 前項に基づき、利用者が提示した TwooCa 利用端末を確認し、利用者の TwooCa 利用端末に支払いが完了した旨が表示された時点で、利用者の TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイント残高から代金相当額の TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントが減算され、商品等の代金決済が完了します。これにより、TwooCa 加盟店の利用者に対する商品等の販売又は提供代金のうち当該 TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントの使用額の代金債権に係る債務は TwooCa 加盟店と利用者との関係においては消滅し、当社は、TwooCa 加盟店に対し、本規約の定めるところに従い、当該代金債権に係る債務を支払うものとします。なお、利用者の TwooCa 利用端末に、残高不足により決済ができない旨の表示がされた場合は、TwooCa 加盟店は利用者から当該不足額について現金等で

支払いを受けることによって当該不足額を精算することができるものとします。

4. TwooCa 加盟店は、利用者が提示した TwooCa 利用端末により、正しく代金決済を行うものとします。TwooCa 加盟店は、利用者の TwooCa 利用端末に支払いが完了した旨が表示された時点で、直ちに TwooCa 加盟店が受領すべき金額と TwooCa 利用端末で決済された決済金額が一致していることを確認しなければなりません。
5. TwooCa 加盟店は、TwooCa 利用端末を提示等した利用者に対して、その利用を拒絶し、又は、利用者に対し現金によって代金を支払う客と異なる代金を請求するなど、利用者にとって不利となる取扱いをしてはならないものとします。

第12条（商品等の販売後の取扱い）

1. TwooCa 加盟店は、利用者との間に生じた商品等の瑕疵、欠陥その他取引上の一切の問題については、TwooCa 加盟店と利用者との間で当該問題を解決することとします。なお、TwooCa 加盟店と利用者との間に生じた当該問題について、当社は一切の責任を負わないものとします。
2. 前項において TwooCa 加盟店と利用者との間で精算の必要が生じた場合、TwooCa 加盟店と利用者との間で現金によって精算を行うものとし、TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントによる精算は行わないものとします。但し、当社がやむを得ないと認めた場合においては、当社は、TwooCa 加盟店からの依頼に基づいて当社所定の方法により TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントによる精算を行うことができるものとします。

第13条（TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントの偽造、変造）

TwooCa 加盟店は、以下の各号に該当した事実を直ちに当社に通知し、当社の指示に従います。

- (1) 利用者が使用する TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントが偽造、変造又は不正に入手されたものであることが判明した場合又はその疑いがあると判断される事由のある場合
- (2) その他当社が TwooCa 加盟店に事前に通知する所定の事由がある場合

第14条（当社から TwooCa 加盟店に対する支払い）

1. 当社は、TwooCa システムにおいて TwooCa による代金決済が正常に処理され、当該 TwooCa が精算対象であることを当社所定の方法に従い確認できた場合に、当該 TwooCa 相当額を精算対象とします。

2. 当社は、精算対象となる TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高及び TwooCa ポイントについて当社所定の締切日（以下「締切日」といいます）で締め切り、締切日までに当社が精算対象として確認した TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高及び TwooCa ポイントの相当金額を、当社所定の支払日までに、TwooCa 加盟店があらかじめ TwooCa 加盟店申込書に記載している又は別途文書で指定する銀行預金口座に振り込む方法により TwooCa 加盟店に支払うものとします。なお、振込手数料の負担に関しては TwooCa 加盟店申込書に定めるものとします。
3. TwooCa 加盟店及び当社の故意又は過失によらずして精算対象となる TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高及び TwooCa ポイントの合計額が算出できなかった場合には、当社は TwooCa 加盟店に対してその算定のために必要な協力を求めることができるものとし、TwooCa 加盟店はその求めに応じなければならないものとします。
4. 第2項に定める支払日が金融機関の休業日に当たる場合には、その前営業日を支払日とします。

第15条（当社の免責）

1. 当社が以下に該当すると認めた場合、当社は TwooCa 加盟店に対して前条第2項に基づき支払うべき金額を支払わないものとします。
 - (1) 精算対象の TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントが偽造、変造、不正取得され又はその疑いのある場合
 - (2) その他当社所定の事由に該当する場合
2. TwooCa 加盟店が本規約に定める義務その他当社所定の手続を遵守したにもかかわらず、前項に該当する TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントによる代金決済を行った場合には、TwooCa 加盟店に故意又は過失がない場合に限り、当社は当該 TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントの相当額より TwooCa システム使用料、決済手数料及び別途 TwooCa 加盟店と当社の間で合意する金額を差し引いた金額を TwooCa 加盟店に補償します。

第16条（TwooCa サービス及び TwooCa マネートランスファーサービスの利用停止等）

1. 当社は、次のいずれかに該当すると認定した場合には、TwooCa 加盟店に予告することなく TwooCa サービス及び TwooCa マネートランスファーサービスの利用の全部又は一部を停止することがあります。
 - (1) TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントが偽造、変造若しくは不正取得されたとき、又はその疑いのあるとき

- (2) TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイント（利用者の保有か否かを問わない）が不正使用されたとき又はその疑いのあるとき
 - (3) TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントの破損等の影響やその他の事由により TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントが消失したとき又は TwooCa サービス及び TwooCa マネートランスファーサービスに関するシステムの障害その他の事由により TwooCa システムが使用不能となったとき
 - (4) TwooCa サービス及び TwooCa マネートランスファーサービスに関するシステムの保守管理その他の事由により TwooCa サービス及び TwooCa マネートランスファーサービスに関するシステムの全部又は一部を停止するとき
 - (5) 利用者による TwooCa サービス及び TwooCa マネートランスファーサービスの利用が利用規約に違反し、又は、違反するおそれのあるとき
 - (6) その他当社が TwooCa サービス及び TwooCa マネートランスファーサービスの停止が必要であると判断したとき
2. 前項に基づく TwooCa サービス及び TwooCa マネートランスファーサービスの全部又は一部の停止により、TwooCa 加盟店に不利益又は損害が生じた場合でも、当社はその責任を負いません。
 3. TwooCa 加盟店は、第 1 項に定めるほか、当社が利用規約に基づき、特定の利用者若しくは全ての利用者に対する TwooCa サービス及び TwooCa マネートランスファーサービスの全部若しくは一部の利用を停止し、特定の利用者の TwooCa サービス及び TwooCa マネートランスファーサービスの利用資格を取消し、又は TwooCa サービス及び TwooCa マネートランスファーサービスを全面的に終了することがあることを予め了承するものとします。この場合、第 2 項を準用します。なお、TwooCa サービス及び TwooCa マネートランスファーサービスが全面的に終了した場合には、第 26 条の定めに従って終了時の措置をとることとします。

第17条（店舗等設置場所等における TwooCa 加盟店の責任）

TwooCa 加盟店は、第 8 条第 1 項に基づき届け出た店舗等設置場所等における TwooCa サービス及び TwooCa マネートランスファーサービスの円滑な運営及び代金決済業務について責任をもつものとし、当該業務等について問題が生じた場合には、すべて自己の責任と負担において、これを処理、解決するものとします。また、TwooCa 加盟店は、第 7 条第 1 項に定める商品等について公序良俗に関するクレーム等が生じた場合には、速やかに当社に報告するものとします。

第18条（譲渡等の禁止）

1. TwooCa 加盟店は、本契約に基づく自己の地位を第三者に譲渡することはできません。
2. TwooCa 加盟店は、当社の書面による事前の承諾なしに、本契約に基づき発生した当社に対する一切の債権、債務を第三者に譲渡したり、質入れしたり、その他担保として提供する等の処分をすることはできません。

第19条（相殺）

当社は、本契約に基づき当社が TwooCa 加盟店に有する一切の債権と TwooCa 加盟店が本契約に基づき自己に対して有する一切の債権を対当額にて相殺できることとします。

第20条（秘密保持）

1. TwooCa 加盟店は、本契約に関連して知得した当社の営業上、技術上その他業務に関する一切の情報（以下「秘密情報」といいます）を、当社の事前の書面による承諾なく第三者に開示、提供又は漏洩してはならないものとします。ただし、以下の各号に規定する情報は秘密情報から除きます。
 - (1) 開示された時点で、既に公知となっていたもの
 - (2) 開示された後で、自らの責に帰すべき事由によらず公知となったもの
 - (3) 開示された時点で、既に自ら保有していたもの
 - (4) 秘密情報によらずに独自に開発した情報
 - (5) 正当な権限を有する第三者から適法に開示されたもの
2. TwooCa 加盟店は、本契約の目的達成に必要な範囲内においてのみ、その役職員に対して秘密情報を開示することができます。この場合において、TwooCa 加盟店は当該役職員に本条の義務を遵守させるとともに、当該役職員による義務違反に対して一切の責任を負うものとします。この義務は、当該役職員の退職後も同様に遵守させるものとします。
3. TwooCa 加盟店は、業務上必要な範囲を超えて、秘密情報を複製してはならないものとします。なお、秘密情報を複製する場合は、当該複製物を本条の規定に従い秘密情報として取扱うものとします。
4. TwooCa 加盟店は、本契約が終了した場合又は当社から要請があった場合は、開示を受けた秘密情報（複製物を含みます）を当社の選択に従い返還し、又は破棄しなければならないものとします。
5. 当社は、法令又は公的機関の要請に基づき TwooCa 加盟店の情報を開示する必要が生じた場合、必要最低限の範囲で TwooCa 加盟店の情報を開示することができるものとします。

第21条（損害賠償）

1. TwooCa 加盟店は、本規約の定めに従った場合、当社に対し、当社に生じた一切の損害について賠償します。
2. TwooCa 加盟店の役員及び従業員（以下、併せて「従業員等」といいます）又は子会社、フランチャイジー等による不正等により生じた当社の損害は TwooCa 加盟店により生じた損害とみなされ、TwooCa 加盟店は当社に対し前項に従い、かかる損害の一切について賠償します。

第22条（解約）

TwooCa 加盟店又は当社は、書面により 3 ヶ月前までに相手方に対して予告することにより本契約を解約することができるものとします。

第23条（有効期間）

本契約に基づく TwooCa 加盟店の加盟有効期間は、当社が TwooCa 加盟店の加盟を承諾した日から 1 年間とします。なお、期間満了の 90 日前までに TwooCa 加盟店、当社のいずれからも書面による異議の申し出のない限り、本契約に基づく TwooCa 加盟店の加盟有効期間は、有効期間の満了と同時に自動的に 1 年間延長するものとし、以後も同様とします。

第24条（契約の解除）

1. 前条の定めにかかわらず、TwooCa 加盟店が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は TwooCa 加盟店に対し通知、催告をすることなく本契約を解除することができるものとします。なお、これにより当社が損害を被った場合には、TwooCa 加盟店は直ちに当該損害を賠償する責任を負うものとします。
 - (1) 本規約の定めに従った場合
 - (2) TwooCa 加盟店及び TwooCa 加盟店の従業員等の故意、過失により当社が損害を被った場合
 - (3) 公序良俗に反する又は公序良俗に反するおそれのある商品等を TwooCa 加盟店が取り扱っていると当社が判断した場合
 - (4) 第 12 条第 2 項に定める現金による精算の場合を除き、当社が別途認める場合の他、利用者に対して現金による払戻しを行った場合
 - (5) TwooCa 加盟店と当社間の他の契約に TwooCa 加盟店が違反した場合
 - (6) TwooCa 加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと認められる客観的事態が発生した場合
 - (7) TwooCa 加盟店における TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又は TwooCa ポイントの取引が直前 6 ヶ月の間に確認できない場合
 - (8) その他当社が TwooCa 加盟店として適当でないと判断した場合

2. 前2条又は前項による本契約の終了により、TwoCa 加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含みます）が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 前2条又は第1項により、本契約が終了した場合においても、TwoCa 加盟店と当社間に未履行の債務がある場合には、TwoCa 加盟店及び当社は本契約の定めに従い債務を履行するものとします。

第25条（期限の利益の喪失）

TwoCa 加盟店は、前条第1項の各号のいずれかに該当する事由があるとき、又は前条第1項に基づき本契約が解除されたときは、当社に対して負担する一切の債務につき自動的に期限の利益を喪失するものとし、債務のすべてをただちに当社に弁済しなければならないものとします。

第26条（契約終了後の手続）

第22条乃至第24条のいずれかにより本契約が終了した場合又は第16条によりTwoCa サービス及びTwoCa マネートランスファーサービスのすべてが終了した場合には、TwoCa 加盟店はその後利用者にTwoCa カフェテリアポイント、TwoCa Visa 残高又はTwoCa ポイントを使用させる等の一切のTwoCa サービス及びTwoCa マネートランスファーサービスの取扱いをしてはならず、かつ、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) TwoCa 加盟店において、TwoCa カフェテリアポイント、TwoCa Visa 残高又はTwoCa ポイントを利用した代金決済のうち未精算分について、本規約終了日から10日以内に当社に対し第14条第2項に基づく支払を請求すること
- (2) その他当社が別途指定する手続

第27条（情報の提供等）

1. TwoCa 加盟店は、TwoCa システム上で実現されるTwoCa カフェテリアポイント、TwoCa Visa 残高又はTwoCa ポイントを用いた代金決済の履歴情報等が当社に帰属することに同意し、当社がそれらの情報を利用すること及び他の事業者等に対してこれらの情報を開示できることに合意するものとします。また、TwoCa 加盟店は、TwoCa 加盟店が保有する利用者の購買履歴情報等の利用者に関する情報であってもTwoCa カード番号の記載を含む情報については第三者に提供してはならないものとします。

2. TwooCa 加盟店は、当社に対し、TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又はTwooCa ポイント、TwooCa カード、TwooCa サービスサイト・TwooCa アプリ、TwooCa システムに関するセキュリティ、TwooCa カフェテリアポイント、TwooCa Visa 残高又はTwooCa ポイントの不正利用の防止及び利用者の利用形態の調査等に関する情報提供等について最大限の協力をするものとし、当社が合理的範囲内でかかる調査結果及び情報を利用、公表すること、及び他の事業者等に対してこれらの情報を開示できることに同意しているものとします。
3. TwooCa 加盟店は、当社が TwooCa 加盟店に対して、TwooCa 加盟店の経営状況・業務内容等当社が必要と認めた事項に関して調査又は報告を求めた場合は、速やかにこれに協力するものとします。
4. TwooCa 加盟店は、他社決済インフラサービス等を利用している場合には、当社が TwooCa システムを運営するに当たり必要とする他社決済インフラサービス等の稼働状況及び障害調査等に関する情報を、自己の責任において、当社に対し報告しなければならないものとします。

第28条 (反社会的勢力との取引排除)

1. TwooCa 加盟店は、TwooCa 加盟店、TwooCa 加盟店の親会社・子会社等の関係会社、役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、以下の事項のいずれにも該当しないことを表明し保証するものとします
 - 1 暴力団
 - 2 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - 3 暴力団準構成員
 - 4 暴力団関係企業
 - 5 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - 6 前各号の共生者（前各号に掲げる者の資金獲得活動に乗じ、又は、前各号に掲げる者の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者）
2. TwooCa 加盟店は、自己又は第三者をして、以下のいずれの行為も行わないことを確約するものとします。
 - 1 暴力的要求行為
 - 2 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 3 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 4 風説を流布し、偽計を用い、若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - 5 その他前各号に準ずる行為

3. 当社は、TwoCa 加盟店が第 1 項又は前項の各号のいずれかに違反し、又は違反していると合理的に疑われる場合、催告その他何等の手續を要することなく、本契約を解除することができるものとします。なお、当社は、かかる合理的な疑いの内容及び根拠に関し、TwoCa 加盟店に対して何等説明し、又は開示する義務を負わないものとし、本契約の解除に起因し、又は関連して TwoCa 加盟店に損害が生じた場合であっても、何等責任を負うものではないものとします。

第29条（準拠法）

TwoCa 加盟店と当社の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

第30条（合意管轄裁判所）

TwoCa 加盟店及び当社は、TwoCa 加盟店と当社間で訴訟の必要が生じた場合には、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第31条（本規約に定めのない事項）

本規約に定めのない事項については、TwoCa 加盟店及び当社は別途協議のうえ、これを決定するものとします。

附則

本規約は、2023 年 12 月 7 日から適用します。